

中学校現場における賤称語の不適切使用事象はなぜ起こるのか

～そこにある教育の課題と課題克服のための方向性～

1 2020年度に発生した3つの中学校での事象の概要

- (1) A 中学校
- (2) B 中学校
- (3) C 中学校

※事象発生後の佐同教としての支援

2 賤称語発言事象の課題は何か

- (1) 事象発生校の生徒の感想から明らかになった課題
 - ①知識の伝達のみ偏った授業
 - ②厳しい差別の現実を伝えればよいという教職員の認識
 - ③生徒の思考を停止させる「禁句指導」

- (2) 事象発生校の教職員の反省から明らかになった課題
 - ①これまで発生した事象の概要や克服のための教材が届かない学校の推進体制
 - ②社会科任せ、担当者任せ、または社会科担当の独断による授業の実施

3 賤称語発言事象の課題を克服するためには

- (1) 生徒の主体的判断力を育む ～教え込み、押しつけ授業からの脱却～
- (2) 社会科と学級担任との連携を前提とした授業 ～人任せからの脱却～
- (3) 教職員の人権認識の向上 ～思いやり、心がけの授業からの脱却～

1 2020年度に発生した3つの中学校での事象の概要

(1) A 中学校

発生日時：2020年10月16日（金） 14時50分頃 多目的室

【事象の概要】

- ◆9/9, 9/14, 9/15…2年生3クラスで社会科「さまざまな身分とくらし」の授業を実施。
- ◆9/16, 10/7, 10/14…2年生3クラスで道徳「招かれなかったお誕生会」の授業を実施。
- ◆10/16…多目的室で文化発表会の準備をしている中、私語をしている生徒に対し、教師Fが注意する。生徒Bが教師の注意する口調をまねて生徒Aに注意した。「まねをしない」と教師Fが注意すると、生徒Bは「注意しただけなのに」と答えた。それを見ていた生徒Cが「先生が年上だから、怒られるのはしょうがない」と生徒Bに言った。そのあと、生徒Dが「身分差別」と発言し、それを聞いた生徒Aが「えた身分やん」と発言した。
- ◆生徒Aの発言を聞いた教師Fはすぐに児童生徒支援教員Gに報告。Gが管理職に報告し、対応マニュアルに従って対応を進めた。

【発生後の取組】

- ◇10/16…管理職より、事象の発生を地教委に報告。
- ◇10/20…県人権・同和教育室の指示にもとづき、管理職より佐同教に支援要請。
その日の夕方、室・佐同教・教育センター・地区同研・地教委で学校を訪問し、事象の概要と今後の方針を確認。
- ◇10/23…佐同教研究局・教育センターより「学び直しの授業」の内容を提案。
→道徳「情報社会と人権について考えてみよう」
- ◇10/29…4校時に2年生3クラスで担任による学び直しの授業を実施。室・佐同教・教育センター・地区同研・地教委からも訪問し、授業を参観。
- ◇11/19…事象の課題を整理するための職員研修を実施（講師：教育センター）。
全職員が参加し、今回の事象の課題について全員が付箋紙に意見を書き、共有した。
- ◇11/30…事象に関する協議会を開催し、整理された課題に基づいて、今後の短期的・中期的・長期的取組について協議した。
- ◇12月…今回の事象の課題と今後の取組を整理した報告書を提出。

(2) B 中学校

発生日時：2020 年 11 月 5 日（金） 14 時頃 3 年 1 組教室

【事象の概要】

- ◆10/22…3 年生 3 クラスで社会科「江戸時代の身分制度」の授業を実施。
同日 6 校時に道徳「招かれなかったお誕生会」の授業を実施。
- ◆11/5…5 校時と 6 校時の間の休み時間に、生徒数人がこの後の習熟度別授業の話をしていました。発展学習クラスの生徒 A・D・E が定着学習クラスの生徒 B・C に向かって、定着学習クラスが行われる第 2 パソコン室を意味する「第 2 パソ」という言葉を連呼した。その後、生徒 A が生徒 B に対して「えた・ひにん」と発言した。それを聞いたまわりの生徒は、黙り込んだ。そこに担任教師が入ってきて何があったのかを聞き取る中で、生徒 B が生徒 A から賤称語を言われたことがわかった。
- ◆担任教師はすぐに管理職に報告し、対応マニュアルに従って対応を進めた。

【発生後の取組】

- ◇11/5…管理職より、事象の発生を人権・同和教育室に報告。その後、管理職より、佐同教に支援要請。
- ◇11/6…佐同教・教育センターで学校を訪問し、事象の概要と今後の方針を確認。
- ◇11/10…佐同教研究局・教育センターより「学び直しの授業」の内容を提案。
→人権学習「今の社会がめざしているものとは」
- ◇11/12～13…「学び直しの授業」の提案をもとに、11 日に日程を協議。12 日に授業に向けた職員研修を実施し、13 日に 3 年生 3 クラスで授業を実施。室・佐同教・教育センター・地区同研からも訪問し、授業を参観。
- ◇11/19…学年集会を実施。学年主任・生徒指導主事・人権・同和教育担当・副校長より講話を行った。（習熟度別授業についてなど。）
- ◇12/1…生徒会主催の人権集会を実施。（いじめのない学校づくり）
- ◇12/14…事象の課題を整理するための職員研修を実施（講師：教育センター）。全職員が参加し、今回の事象の課題について全員が付箋紙に意見を書き、共有した。
- ◇1/26…事象に関する協議会を開催し、整理された課題に基づいて、今後の短期的・中期的・長期的取組について協議。
- ◇2/9…部落差別の解消をめざす関係団体の方を招き、職員研修を実施。

- ◇2/26…2年生における社会科「江戸時代の身分制度」と道徳「人権～幸せに生きるために」の授業の進め方に対する職員研修のための打ち合わせ
- ◇3/11…2年生社会科と道徳の授業の進め方について、職員研修を実施。(講師：教育センター)
- ◇3/18…2年生3クラスで社会科と道徳の授業を実施。佐同教・教育センターも授業を参観。

(3) C 中学校

発生日時：2021年2月12日（金） 12時頃 2年4組教室

【事象の概要】

- ◆7月…2年生全クラスで社会科「江戸時代の身分制度」の授業と道徳「菜の花」の授業を実施。
- ◆1月下旬…2年生生徒Bが放課後賤称語を誤った認識で使用しているのを教師Cが発見し、その場で注意する。しかし、管理職には報告されなかった。
- ◆2/12…4限目の国語の授業の終了直前に期末テストの自習をしている際に、生徒Bが離席して教師Dから何度も注意されていたのをみた生徒Aが、「障がい者やん」「何回言ってもわからんなら、えた・ひにんやろ」と発言した。
- ◆教師Cはすぐに管理職に報告し、対応マニュアルに従って対応を進めた。

【発生後の取組】

- ◇2/12…管理職より、事象の発生を人権・同和教育室に報告。その後、管理職より、佐同教に支援要請。
- ◇2/17…佐同教・教育センターで学校を訪問し、事象の概要と今後の方針を確認。まずは、生徒に学び直しの授業を実施していくことを確認。
- ◇2/19…佐同教研究局・教育センターより「学び直しの授業」の内容を提案。
 - 人権学習「情報社会と人権について考えてみよう」
 - 社会科「私たちの人権はどのようにして勝ち取られてきたのかを調べてみよう」
- ◇2/24…「学び直しの授業」の提案をもとに、授業内容についての職員研修を実施。(講師：教育センター)
- ◇3/10…2年生全クラスで道徳「情報社会と人権について考えてみよう」の授業を実施。

◇3/11…2年生全クラスで社会科「私たちの人権はどのようにして勝ち取られてきたのかを調べてみよう」の授業を実施。

◇3/15…事象の課題を整理するための職員研修を実施（講師：教育センター）。全職員が参加し、佐同教が提案している授業内容について提案。さらに今回の事象の課題について全員が付箋紙に意見を書き、共有した。

◇3/22…事象に関する協議会を開催し、整理された課題に基づいて、今後の短期的・中期的・長期的取組について協議。

2 賤称語発言事象の課題は何か

事象発生後、佐同教では、「発言した生徒に対する発生校での聞き取り内容」「事象前に実施されていた江戸時代の身分制度に関わる社会科の授業内容および生徒の感想」「社会科と併せて行われた人権学習の授業内容および生徒の感想」について確認しました。また、事象発生後の職員研修において、発生校の全職員から事象発生の課題について意見を出してもらいました。そこから明らかになった課題を以下にまとめていきます。

ちなみに、事象が発生した3つの中学校で実施されていた社会科の授業内容は共通して以下のようなものでした。

* 賤称語の不適切使用事象が発生した中学校における社会科の授業例

第2学年 社会科学学習指導案

1 単元名 「さまざまな身分と暮らし」（東京書籍）
「身分制の下での暮らし」（帝国書院）

2 本時の目標

- (1)江戸時代の身分制度の仕組みと被差別身分の人々の社会的役割や生活の様子を理解させる。
- (2)現在の同和問題が本時の学習内容と関わりがあることを理解させ、差別を許さない態度を育てる。

3 本時の展開

	学 習 活 動	形態	指導上の留意点
導 入	1 前時の学習をふり返り、本時の学習のめあてを知る。	一斉	・江戸時代の身分別人口構成を電子黒板で示し、別の身分とされた人々の暮らしについて学習することを伝える。

展 開	2 別の身分とされた人々に関して考え、ワークシートに書き込む。 ①どのような身分があったのか。 ②どのような仕事をしていたのか。 ③どのような扱いを受けたのか。 ④別の身分の人々は、なぜ差別されたのか。	一斉 個別	<ul style="list-style-type: none"> ・「えた身分」「ひにん身分」とされた人々がいたことを理解させる。 ・皮革業など、高い技術力を持っていたこと、中には財をなして裕福だった人々もいたことを理解させる。 ・同じ場所で食事ができない、店に入ることができない、祭りに加わることができない、衣服の制限など、厳しく排除されていたことを理解させる。 ・中世のケガレについて思い出させ、ケガレに関わる仕事をしていたために、周囲の人々のケガレ意識によって差別されたことを理解させる。
	3 この差別が現代まで続いていることを理解し、賤称語の意味を知る。 ①この差別はなくなったのか。 ②賤称語の意味について	一斉	<ul style="list-style-type: none"> ・この後、明治時代になり身分制度は廃止されるが、差別は根強く残ったことを理解させる。 ・「えた」「ひにん」という言葉には差別的な意味があることを説明し、この言葉によって今も傷つく人たちがいること、普段生活では使って欲しくないことを伝える。
ま と め	4 本時の学習のまとめとして、教師の話を書く。	一斉	<ul style="list-style-type: none"> ・現在も同和問題が存在していることを確認し、差別を許さず立ち向かう態度をもって欲しいことを伝える。

(1) 事象発生校の生徒の感想から明らかになった課題

まず、賤称語発言をした生徒に対し、「なぜ、そのような発言をしたのか」を学校で聞き取りをされた結果、生徒たちは以下のように答えています。

- ◆「身分差別」と聞いて「えた身分やん」と思いました。楽しくなるかなーと思って使いました。(A 中学校)
- ◆定着学習クラスに行く友だちをバカにしている、そのノリでその言葉を使いました。(B 中学校)
- ◆その言葉に差別的な意味があることは知っていましたが、軽い気持ちで言ってしまいました。(C 中学校)

この3人の生徒は、「身分差別という言葉」「学力が低い」「何度言っても理解できない」

ということから賤称語を連想し、発言しています。「差別される立場の人」＝「賤称語」ということを単に知識として捉えているだけでなく、「賤称語」は相手をさげすむときに使う言葉であるということを知っています。

A 中学校の生徒の「楽しくなるかなーと思って使いました」という言葉の裏には、「先生が使ってはいけないという言葉みんなの前でわざと使ったら、…」という生徒の意識があることが聞き取りからわかっています。

C 中学校の生徒は、「差別的な意味がある」ということは知識的には理解していましたが、その場で主体的に使わないという判断はできませんでした。

これらのことから、この3つの学校の授業では不十分な知識だけを学び、自分で考え判断するという活動が欠けていたと言えるのではないのでしょうか。

この3つの中学校の同学年の生徒たちの認識はどのようなものだったのでしょうか。社会科や人権学習の感想では、「差別はいけません」「早くなくなればいいと思います」「差別しないようにしたいです」という多くの感想の中に、以下のような感想もみられました。

- ◆差別された人たちは、かわいそうだと思います。
- ◆差別せずに、受け入れるべきだと思います。
- ◆差別は無くならないと思います。
- ◆住んでいる場所で差別されるのは怖いと思います。
- ◆使ってはいけない言葉を先生が授業で教えたことがまちがいだと思います。

「かわいそう」「受け入れるべき」という感想は、生徒たちが「差別された人たちは、差別されてかわいそうな人、同情すべき人、助けてあげるべき人」と捉えていることが感じられます。「差別は無くならない」という感想は、「どうすれば差別は無くしていくことができるのか」という具体的な展望が得られていない」という「あきらめ」ともとれる捉え方をしていることがわかります。

さらに、「住んでいる場所で差別されるのは怖い」という感想は、「自分は差別されたくないから、関わらないようにしたい」という忌避意識につながりかねない捉え方です。そして、最後の「使ってはいけないなら、教えるべきでない」という感想は、賤称語を何のために学ぶのかということをつかみとることができていないと捉えることができます。

これらの生徒の感想は、授業内容から「差別はいけません」「なくしたい」と理解できなかった生徒の問題でしょうか。私たち教職員は、「自分の授業（教え方）の結果、生徒にこのような捉え方をさせてしまった」「なぜそのような捉え方になってしまったのか」と考えることができなければ、教育のプロとはいえません。

では、なぜこのような生徒の感想が出てきてしまうのでしょうか。再度、前出の社会科

の指導案をみてみましょう。「被差別身分の人々は、ケガレ意識によって差別されたことを理解させる」「差別は、現代まで根強く残っていることを理解させる」「賤称語によって今も傷ついている人がいることを伝える」となっています。これでは、「差別された人はかわいそう」「差別は、江戸時代からなくなっていないのだから、これからもなくなるはずがない」「自分は差別されたくない」という感想が出てくるのは、至極当然です。

なぜこのような授業を行ってしまうのでしょうか。そこには、次のような教職員の意識・認識があるのではないのでしょうか。

「人権とは、思いやり・いたわり・同情であり、そのような心を持てば差別をなくすことができる。」

「差別された人がどれだけ傷ついたかを伝えれば、差別をしない生徒が育つ。」

果たして、このような捉え方は正しいのでしょうか。「人権」とは、すべての人が自分らしく生きるための「権利」です。そして、このような「権利」は、思いやりやいたわりの結果、実現したものではありません。厳しい現実に向かい、権利の実現に向けて仲間と団結してたたかった結果として1つ1つ勝ち取られてきたものです。英語では、「人権」=「Human Rights」と表記されます。複数形の「s」がついているということは、人権とは「思いやり・いたわり」のような抽象的なものではなく、数えることができる具体的な権利であるということです。

歴史的に、差別をされた人々は、その差別に対して立ち上がり、多くの犠牲とたたかいの上に、人権を勝ち取ってきました。それは、部落差別・人種差別など、その他あらゆる人権問題において共通しています。最初の部落解放運動である「全国水平社」の「水平社宣言」には、次のように書かれています。

人間をいたわるかのごとき運動は、かえって多くの兄弟を墮落させたことを想えば、この際吾等の中より人間を尊敬することによって自ら解放せんとする者の集団運動を起こせるは、むしろ必然である。

(※哀れみや同情では、差別は無くならない。人と人が互いを尊敬し、その権利を尊重し合うような活動によって、差別は無くしていくことができるのだ。)

また、「人権」について、日本国憲法には次のように書かれています。

日本国憲法第12条

この憲法が保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

ここにも、わたしたちの人権とは、多くの人の犠牲とたたかいの上に勝ち取られてきた

ものであるからこそ、国民はその意義を理解し、その権利を守る行動をとっていかねばならないと示されています。そして、その行動とは「思いやり」や「いたわり」ではなく、人権の侵害に対しては毅然として立ち向かうという意思と実行力なのです。

ということは、まずわたしたち教職員自身が、「差別される人はかわいそうだから、差別はやめましょう」という認識を問い直し、「厳しい差別の中で、仲間と団結して立ち上がり、人権を勝ち取ってきた人々の姿を学ぼう」という認識に転換しなければならないのではないのでしょうか。生徒もそのような授業と出会う中で、「差別を無くし、人権を勝ち取る生き方」「差別を無くしていく展望」をつかみとっていくことができるのではないのでしょうか。

さらに、上記の社会科の授業では、「差別された人は、辛い思いをし、傷ついた」と伝えていますが、「差別した人」はどうなのでしょう。現代社会においては、差別事件を起こした人は、必ず社会的制裁を受けます。それは、歴史の中で「刑法」や「差別を禁止する法律」が社会のルールとして整備され、差別は「社会悪」と認識されているからです。たとえ刑事罰や損害賠償を受けなくても、信用や尊敬を損ない、社会的立場を追われている人のニュースは、毎日のように報道されています。差別で傷つく人は、「差別される人」だけではありません。「差別をすればどうなるのか」ということを、現代の実際の事例からきちんと学ぶことは、生徒たちにとって将来きっと役に立つ学びとなるはずです。そのような学びがあって、はじめて「先生がいけないと言ったから差別しない」という受け身的・消極的な考えではなく、「差別をすれば、自分も不幸になるので、自分は差別しない」と自分の意思で判断できる生徒が育つのではないのでしょうか。

「差別される人はかわいそうだから、差別はやめましょう」という授業をしている限り、「自分は差別されたくないから、差別をする側に回ろう。そうすれば、安全だ。」「関わると差別されるから、自分が差別されないために関わらないようにしよう。」という認識をもつ生徒が生まれ出されます。そして、自分が差別されないために、他者を差別するという生徒までもが生まれ出されます。このような授業の中で、「賤称語」を教え、「傷つく人がいるから使わないようにしましょう」といういわゆる“禁句指導”をすればどうなるのでしょうか。もちろん、素直に差別に対する憤りを感じる生徒もいるでしょう。その一方で、「この授業では、とりあえず『差別はいけないと想います』『差別はなくしていくべきだと想います』と書いておけばいいだろう。」とを感じる生徒もいるはずです。先生の思いを聞くだけで、自分で考え判断するという余地はありませんので、生徒の思考はストップしていきます。

さらには、「自分は差別なんてしないし、差別されている人とも会ったこともないので、とりあえず関係ない」「先生が使ってはいけないといたから、使ったらどうなるか試してみよう」という発想が生まれても当然だといえるのではないのでしょうか。こうなれば、

まさに「差別の仕方」を教えていることに他なりません。こうしてみると、賤称語発言事象の課題は、生徒の課題ではなく、人権や差別に関する教職員の認識の不十分さが引き起こしているといっても過言ではないのではないのでしょうか。

事象発生校の生徒の感想から明らかになった課題をまとめると、以下のようになります。

- ①知識の伝達のみ偏った授業
- ②厳しい差別の現実を伝えればよいという教職員の認識
- ③生徒の思考を停止させる「禁句指導」

(2) 事象発生校の教職員の反省から明らかになった課題

事象発生後の発生校の先生方から出された反省は、以下のようなものでした。

- ◆学校が多忙で、事前の授業検討会ができなかったため、社会科と人権・同和教育担当者任せになってしまった。(A 中学校)
- ◆授業内容を十分に検討できず、知っている知識をとにかく生徒に伝えるだけの授業になってしまった。(A 中学校)
- ◆社会科の担当が休んでしまったため、誰も授業ができず、3年生まで授業が実施できなかった。(B 中学校)
- ◆人権・同和教育担当者は、佐同教から提案されている授業内容を知っていたが、実際の授業に反映させることはできなかった。(B 中学校)
- ◆佐同教から提案されている指導案が存在していることすら、校内で誰も知らなかった。(C 中学校)
- ◆差別事象の課題を十分に共有できていなかったため、自分たちがそれまでやってきた授業を古い教材を使って実施してしまった。(C 中学校)

事象発生校の先生方の反省からは、次の2点の課題が明らかになりました。

- ①これまで発生した事象の概要や克服のための教材が届かない学校の推進体制
- ②社会科任せ、担当者任せ、または社会科担当の独断による授業の実施

①の課題は、事象発生校だけの課題ではなく、佐同教や地区同研からの情報発信が不十分だったという課題でもあります。佐同教では2021年5月17日に全学校の管理職が出席する中で、賤称語発言事象の課題と課題克服のための指導案を配布しました。そして、管理職として各学校で実施されている部落問題学習の実施内容の確認をお願いしたところです。その結果、管理職のリーダーシップのもと賤称語発言事象の課題を踏まえた部落

問題学習を実践されている学校も増えてきました。しかし、地区同研ではこれらの情報を発信しているところと、発信していないところがあり、これは佐同教としての組織的な課題だと言えます。

また、地区同研から各学校の人権・同和教育担当者に情報が発信されても、その情報が人権・同和教育担当者から学校の全教職員で共有されていない学校も多くあります。事象が発生した3つの中学校では、いずれも全職員での共有はなされていませんでした。少なくとも今後全中学校の全職員に、このような情報を届けていくことが必要です。

②の課題は、「部落問題についてはよくわからないから、社会科や人権・同和教育担当者に授業をお願いする」という実態があったことが明らかになっています。人権教育は、すべての教育活動の土台であり、特定の教職員が担うものではありません。すべての教職員が自らの人権認識や人権感覚を高め、それを教育活動を通じて生徒に伝えていくことができるようにならなければならないものです。このような「人任せ」の状況を打破するためには、管理職を中心に全職員で授業計画・内容を共有し、社会科と学級担任が連携して実施する体制を創り出していかなければなりません。

3 賤称語発言事象の課題を克服するためには

(1) 生徒の主体的判断力を育む ～教え込み、押しつけ授業からの脱却～

賤称語発言事象の課題の中に、「知識偏重の教え込みの授業スタイル」「思いやり・いたわりの押しつけによる生徒の思考停止」があることが明らかになりました。このような授業スタイルをどのように変えていくべきかを提案します。

まず、平成29年度告示の中学校社会科学習指導要領の改訂の基本的な考え方は、次の3点であると示されています。

- | |
|--|
| (ア) 基礎的・基本的な「知識及び技能」の確実な習得
(イ) 「社会的な見方・考え方」を働かせた「思考力、判断力、表現力等」の育成
(ウ) 主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成 |
|--|

この中で新しく取り入れられた考え方は、「生徒が課題を主体的に解決しようとする」授業スタイルへの転換です。では、江戸時代の身分制度の学習で、生徒が主体的に考えるべき課題とは何でしょうか。それは、「江戸時代の身分制度が、どのようなねらい(目的)でつくられたのか」を考えることではないでしょうか。身分制度を支える民衆の意識があったことは確かですが、それを利用し制度化したのは間違いなく為政者です。そのねらいを当時のさまざまな社会的事象・時代背景から考えることが、生徒の主体的な学びになるのではないかと考えます。江戸時代の社会制度は、当初は社会の安定をもたらしますが、抑圧に気づいた民衆によって打破されていきます。このことをつかみとることが、主権者

としての視点を育てることにもつながるのではないのでしょうか。

「民衆はなぜ差別したのか」と問う授業がみられますが、これは民衆の意識だけに問題があるように捉えさせてしまいます。民衆の中に差別意識があったにしろ、身分制度によって差別することがあたりまえとされたのが江戸時代であり、制度によって刷り込まれた意識が、明治以降の部落差別につながっていきます。問うべき本質としては、「あたりまえだと思っている慣習や考え方を常に見直していく必要がある」ということですので、生徒たちに問うのであれば、そこを問うべきだと考えます。

また、賤称語を学ぶ授業においては、「使ってはいけないなら、教えなければいいのに」という生徒の問いかけが課題解決の方向性を示唆しています。教師がいくら「使ってはいけない」と言っても、その根拠が十分でないために生徒は学ぶ意義を感じ取ることができません。「先生が使ってはいけないから使わない」ではなく、「自分は、〇〇だから使わない」と自分なりの考えが言える生徒を育てる必要があります。生徒が自分で考える・判断するためには、現代社会で賤称語を使っている人がどのような使い方をし、どのような結果となっているのかを教えることは不可欠です。そのような情報も伝えた上で、「なぜわざわざ賤称語を学ぶのか」を生徒に考えさせることが重要であると捉えています。「差別についてどう思いますか」と問うだけでは、「差別はいけません」「差別はなくすべきだと思います」ということを答えれば事足りてしまいます。しかし、肝心の生徒の思考は停止しており、判断力も育ってはいません。

このような差別する側の現実を伝えることに対して、「生徒を脅しているようだ」と感じられる先生もいらっしゃいますが、差別事件を起こしてしまった教え子から、「どうしてそんな大切なことを学校で教えてくれなかったのですか。知っていたら、こんなことをせずに済んだのに。」と言われたら、何と答えられるのでしょうか。社会の現実を学ぶことは、決して「脅し」などではなく、子どもたちを守ることにつながるのだというように理解すべきなのではないのでしょうか。そして、常に自らの認識や実践を問い直す姿勢は、教育のプロとして不可欠なことなのではないのでしょうか。

社会科の授業にしろ、その後の人権学習の授業にしろ、生徒が主体的に考え、判断力を身に付けるために、何を生徒に問うべきかを検討することが最も重要です。教師が知っている知識を伝えることが授業の目的になってしまわないようにしましょう。

(2) 社会科と学級担任との連携を前提とした授業 ～人任せからの脱却～

事象発生校の先生方の反省の中に、「部落問題についてはよく知らないから、自分には授業はできないとっていて、人任せになってしまった」というものがありました。この先生も気づかれているように、「知らないから、授業ができない」というのは、教職員としての責務を放棄していることと同じです。だから、どの教科・領域においても事前に教材研究を行っているはずです。ましてや、人権問題については「一社会人」として知って

おくべきことであり、教職員はそれを子どもたちに教育（学び）として届けていくプロであるはずです。

佐同教では、事象発生校の先生方と協議し、社会科や人権・同和教育担当者任せにせず、すべての教職員が授業実践をすることができるようになるために、「社会科の授業と担任による人権学習の授業をセットで実施する」という指導プランを考えていきました。そうすることにより、教科担当や人権・同和教育担当などの分掌にかかわらず、学級担任をした教職員は授業の経験を積み上げていくことができます。同時に、その授業を職員で参観すれば、全職員の人権認識を高めていくことができます。

一方で、「賤称語は、社会科の教科書に載っているので、社会科の教員で責任を持って教えるべきだ」ということで、学級担任と連携せずに自分のやり方で社会科担当教員が授業を進めている場合も見られます。このような学校で、賤称語発言事象が起こったとき、一社会科の教員が責任を取ることができるのでしょうか。学校の教育活動の責任者は学校長です。この授業に関しては、学校長を含め、少なくとも同じ教科、同じ学年の教職員と協議した上で実施していく必要があります。

社会科担当が任せきりにされている場合も問題ですが、社会科担当が自分の思い込みで授業を行っている場合も問題です。自分が行ってきた旧来の授業内容・授業方法にこだわり、賤称語発言事象の課題が何かも知らずに授業を行えば、同じような事象が起こることは当然です。佐同教から提案されている指導プランは、あくまで一つの提案です。賤称語発言事象の課題を克服できる授業であれば、授業のやり方は他にもあると思います。重要なのは、賤称語発言事象の課題をしっかりと踏まえて授業を行っているかということです。独りよがりの授業に陥らないためにも、まわりの職員と連携して授業を進めていきましょう。

(3) 教職員の人権認識の向上 ～思いやり、心がけの授業からの脱却～

「差別された人はこのように苦しい思いをします。だから、差別をなくしましょう」というのは、「いじめられた人はこのように苦しむので、いじめはやめましょう」と言うのと同じことです。このように教えれば、差別やいじめをなくす子どもたちが育つでしょうか。逆に、自分が差別されたり、いじめられたりしないためにはどうすればいいかを子どもたちは考えます。その結果、「いじめる側に同調していれば、いじめられる側に関わらないようにしていれば、自分はいじめられなくて済む」「いじめられるのは、いじめられる側にも原因がある」という考え方につながっていく危険性があります。これでは、差別やいじめをなくすどころか、差別やいじめを温存し助長する子どもが育ちます。

差別やいじめは、する者がいるから起こるのであり、子どもたちには差別やいじめなどの人権侵害を受けたら（または受けた人がいたら）、人権を守るためにどう行動すればいいかを教えていく必要があります。それこそが、真の人権教育です。そのためには、こ

れまで厳しい差別を受けてきた人々の「差別を受けた現実」だけでなく、「その差別とたたかい、人権を勝ち取っていった現実」を学ぶことが重要です。そのような人々の姿が、自分たちの行動の選択肢やモデルとなるからです。

現実社会の中では、差別は犯罪であり、社会悪であるという認識が確実に広がりつつあります。差別をする者は、確実に社会的制裁という形で責任を取らなければなりません。そのことを学校教育の中でも、子どもたちが学び取れるようにすることが、差別をせずに自分の夢や幸せをつかみとっていく子どもたちを育てることにつながります。差別やいじめの問題を、安易に「心がけ」「思いやり」の問題に矮小化しないよう、わたしたち教職員は常に意識しておきましょう。